

会議運営に関する細則

規約（第30条2項）・施行細則（第4条）により会議に関する細則を次のとおり定める。

第1条（会議の種類）

議決を伴うこの連盟の会議は次のとおりとする。

- （1）総会 （2）評議会 （3）理事会

第2条（会議の回数）

- 1 通常総会は2年に1回、理事会の決定により行う。
- 2 評議会は2年に1回以上、理事会の決定により行う。
- 3 理事会は毎月1回以上行う。
- 4 臨時総会は、規約第9条により行う。

第3条（発言権）

- 1 総会では代議員および議長が指名した者とする。
- 2 評議会では評議員および議長が指名したものとする。
- 3 理事会では理事および議長が指名した者とする。

第4条（決議）

- 1 総会・評議会・理事会の決議は、決議権のある出席者の過半数を必要とする。

第5条（会議の同席）

- 1 会議には構成員のほか、次の関係者が参加することができる。
 - （1）総会……顧問・名誉会員・事務局員・登録した傍聴者
 - （2）評議会……顧問・事務局員・登録した傍聴者。
 - （3）その他、理事長は必要に応じて同席者の出席を認めることができる。
- 2 同席者は議長の指名により会議で発言することができる。ただし、表決権・投票権を持たない。
- 3 議長は会議の内容により同席者の退場を求めることができる。

第6条（議長）

- 1 総会の議長は代議員の互選とする。
- 2 評議会の議長は全国連盟役員の互選とする。
- 3 理事会の議長は理事長とする。

第7条（緊急動議）

- 1 総会は代議員、評議会は評議員、理事会は理事から緊急動議を出すことができる。
- 2 緊急動議は休憩、延会、散会、議長の不信任、役員の懲罰、議案の軽微な文言修正、連盟活動方針および予算案の軽微な修正とする。

- 3 ただし、連盟活動方針および予算案は原則として原案を先に採決し、否決された場合にのみ、採用し採決に付す。

第8条 （投票権）

- 1 役員の選任・信任などの人事に関する投票権は、それぞれ出席した代議員の1票とする。
- 2 緊急動議・重要事項に指定された議事の投票の場合には、それぞれ出席した代議員・評議員・理事会役員の1票とする。

第9条 （議事運営の原則）

- 1 発言の機会均等など
 - （1）発言者は必要最短時間に簡にして要をえた発言をする。
 - （2）議長は発言の機会を公平に配分する。
- 2 少数意見の尊重
 - （1）あらゆる意見の提供を求め、その趣旨を十分に傾聴する。
 - （2）少数意見・反対意見も慎重に取り扱う。
- 3 会議予定時間内の終了
会議は議事運営が提案した時間内で終了するように、会議出席者は協力する。
- 4 一事不再理
同一の議題については、同一の年度内は同一の会議に付議しない。ただし、次の場合には再審議することができる。
 - （1）法律に違背した決定であった場合
 - （2）公序良俗に違背した決定であった場合
 - （3）誤った情報と認識のうえに立っての決定であった場合
 - （4）相手方との交渉の過程にある場合
 - （5）原案作成の段階として審議の過程にある場合
 - （6）会議構成員の4分の3以上より文書で再審請求のあった場合

第10条 （記録と報告）

- 1 会議には議事録を作成する。
- 2 総会で議決した事項については、決議決定集を通じて会員に通知する。

第11条 （付則）

- 1 この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。
- 2 この細則は2025年10月30日より施行する。